



特別な処置が必要である（「4. 応急措置」の項を見よ）。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当てを受けること。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクト  
 レンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗  
 浄を続けること。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 漏出物を回収すること。

[保管] なし  
 [廃棄] 内容物/容器を国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄する  
 こと。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	： 混合製品				
化学名又は一般名	： 有効成分 (R)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸カリウム (一般名 メコプロップPカリウム塩)				
成分及び含有量	：				
成分	含有量	CAS 番号	化審法 No.	安衛法 No.	化管法 No.
メコプロップ P カリウム塩	56.5 %	66423-05-0	—	4-(4)-1371	—
<その他>					
水等	残				

### 4. 応急措置

吸入した場合	：	吸入した場所からすばやく離れ、多量の水、温水又はうがい薬を用いてうがいし、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	：	直ちに多量の水で洗い流し、石鹼でよく洗う。汚染した衣服類はよく洗い落としてから着用する。 皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断、手当てを受ける。この製品が皮膚に触れた場合、一刻も早く洗浄を始め、付着した製品を完全に洗い流す必要がある。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分だと皮膚障害を生ずる恐れがある。
眼に入った場合	：	この製品が眼に入った場合、一刻も早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であると不可逆的な眼の損傷を生ずるおそれがある。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は取り外し、洗眼を続ける。 すぐには痛みがなく視力に影響がなくても障害が遅れて現れることがあるので、必ず眼科医の診断、手当てを受ける。
飲み込んだ場合	：	誤って飲み込んだ場合は吐き出さず、水でよく口の中を洗浄し、直ちに医師の手当を受ける。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 小火災 : 粉末消火剤、水噴霧、泡消火剤、炭酸ガス消火剤  
大火災 : 粉末消火剤、水噴霧、泡消火剤、炭酸ガス消火剤
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水（本製品が環境中に流出し、環境や生物に悪影響を生ずるおそれがある）
- 火災時の特有の危険有害性 : 加熱や燃焼により分解し、毒性のあるガスが放出される可能性がある。塩素、一酸化炭素、二酸化炭素、水素塩化物など。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動できない場合は、冷却の目的で霧状水を用いても良い。  
関係者以外は安全な場所に退避させる。  
消火作業は、風上から行う。  
消火のための放水等により、本製品が環境中に流出しないよう適切な措置を行う。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏出した場所の周囲に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。  
作業の際には保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への付着や粉じんの吸入を避ける。  
漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。  
風上から作業し、風下の人を退避させる。  
密閉された場所に立ち入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。漏出したものをすくい取り、または掃き集めて密閉できる空容器に回収する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 局所排気装置または全体換気設備のある換気の良い場所で取り扱う。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
- 安全取扱い注意事項 : みだりにエアロゾルが発生しないように取扱う。
- 接触回避 : 酸化剤、強酸性物質との接触を避ける。
- 衛生対策 : 保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用し、眼や皮膚に付着しないようにする。  
取扱い後は、速やかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

### 保管

- 安全な保管条件 : 直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。  
密閉容器に保管する。

食物、飼料等と離し、関係ない者や子供の手の届かない所に保管する。

安全な包装材料 : 製品の容器包装材料にて保管する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : TWA(8時間):10 mg/m<sup>3</sup>、STEL(15分):20 mg/m<sup>3</sup>

許容濃度等 :

日本産業衛生学会 未設定

ACGIH 未設定

設備対策 : この製品を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。

局所排気、その他の設備対策を使用する。

### 保護具

呼吸用保護具 : 適切な呼吸用保護具を着用する。

手の保護具 : 適切な保護手袋を使用する。

眼、顔面の保護具 : 保護眼鏡（ゴーグル型）を着用する。

皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣、保護前掛け、保護面を使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

色 : 褐色澄明

臭い : フェノール臭

融点・凝固点 : データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲 : >100 °C

可燃性 : データなし

爆発下限界及び爆発上限界 / : データなし

可燃限界

引火点 : >100 °C

自然発火点 : >600 °C

分解温度 : データなし

pH : 9.0

動粘性率 : データなし

溶解性 : 水 : 可溶

n-オクタノール/水分配係数 : データなし (MCPP-p 原体 : -0.18 (pH 9) (20 °C))

蒸気圧 : データなし

密度及び / 又は相対密度 : 1.254

相対ガス密度 : データなし

粒子特性 : データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性 : 通常の使用、保管、輸送条件下では反応性なし

化学的安定性 : 通常条件で安定

危険有害反応可能性 : 通常の使用条件下では危険有害性なし

- 避けるべき条件 : 高温、裸火。推奨の保管および取り扱い条件下ではなし（「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項参照）
- 混触危険物質 : 酸化剤、強酸性物質
- 危険有害な分解生成物 : 加熱や燃焼により分解し、毒性のあるガスが放出される可能性がある。塩素、一酸化炭素、二酸化炭素、水素塩化物など。

## 11. 有害性情報

- 急性毒性 : (経口) LD50 ; 500 - 2,000 mg/kg (ラット) (区分4)  
 (経皮) LD50 ; >2,000 mg/kg (ラット) (区分に該当しない)  
 (吸入:ミスト) LC50 ; 5.4 mg/L (4 hr ラット) (区分に該当しない)
- 皮膚腐食性/刺激性 : 中等度刺激性 (ウサギ) (区分2)
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 重度刺激性 (ウサギ) (区分1)
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 呼吸器感作性 : データなし (分類できない)  
 皮膚感作性 : 陰性(モルモット) (区分に該当しない)
- 生殖細胞変異原性 : データなし (分類できない)
- 発がん性 : データなし (分類できない)
- 生殖毒性 : データなし (分類できない)
- 特定標的臓器毒性  
 (単回ばく露) : データ不足のため分類できない  
 (反復ばく露) : データ不足のため分類できない
- 誤えん有害性 : データなし (分類できない)

## 12. 環境影響情報

- 水生環境有害性 短期 (急性) : Myriophyllum spicatum の毒性データから区分1とした。
- 水生環境有害性 長期 (慢性) : 慢性毒性データは不明であるが、易分解性であり、分類できない。
- 生態毒性 :
- 魚類 (コイ) LC50 (96 hr) : > 1,000 mg/L
- 甲殻類 (オオミジンコ) EC50 (48 hr) : > 1,000 mg/L
- 藻類 (緑藻) ErC50 (0-72 hr) : > 1,000 mg/L
- Myriophyllum spicatum ErC50 (14 d) : 0.0561 mg/L (total shoot length)  
 ErC10 (14 d) : <0.01 mg/L (total shoot length, fresh weight)
- 残留性・分解性 : 易分解性
- 生体蓄積性 : 低生体濃縮性
- 土壌中への移動性 : 移動性あり
- オゾン層への有害性 : データなし (分類できない)  
 モントリオール議定書の付属書にムブ ロップ P カリウム塩は列記されていない。

## 13. 廃棄上の注意

- 化学品、汚染容器及び包装の安全で、必須かつ環境上望ましくない廃棄、又はリサイクルに関する情報 : 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従う。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

容器は3回以上洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治基準に従って適切な処分を行う。

容器の洗浄水は河川等に流さずタンクに入れて残余廃棄物として処理する。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

#### 14. 輸送上の注意

国連番号	: 3082
品名（国連輸送名）	: 環境有害物質(液体)
国連分類	: 9
容器等級	: III
海洋汚染物質	: 該当
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	: 輸送に際しては、直射日光を避け、輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。
国内規制がある場合の規制情報	
陸上規制情報	: 消防法、劇毒法、道路法等の規定に従う
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う
航空規制情報	: 航空法の規定に従う
緊急時応急措置指針番号	: 171

#### 15. 適用法令

農薬取締法	: 該当
毒劇物取締法	: 非該当
消防法	: 非該当
労働安全衛生法	: 非該当
化審法	: 非該当
化学物質排出把握管理促進法（化管法）	: 非該当

#### 16. その他の情報

本データシートの記載内容は、この製品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。またヒトに対する危険、有害性評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。